

参 考 資 料

平成 23 年 10 月 11 日(火)

1. 復興基本法・復興の基本方針、B型肝炎対策の基本方針における考え方

- 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこととする。(復興の基本方針)
- B型肝炎対策のための財源については、期間を限って国民全体で広く分かち合うこととする。(B型肝炎対策の基本方針)
- 復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。(復興基本法)

2. 財源フレーム

| | | | |
|--------------------------|------|---------------|--------------|
| 復旧・復興対策事業 (1次、2次補正含む) | 19兆円 | 1次・2次補正財源 | 6兆円程度 |
| | | 歳出削減・税外収入 | 5兆円程度 |
| | | 残余の額に対応する税制措置 | <u>8兆円程度</u> |

- | | |
|--------------------------|-------|
| ・復興債で補てんすることとされた年金臨時財源 | 2.5兆円 |
| ・B型肝炎対策のうち、税制上の措置による要対応額 | 0.7兆円 |

合計 11.2兆円程度

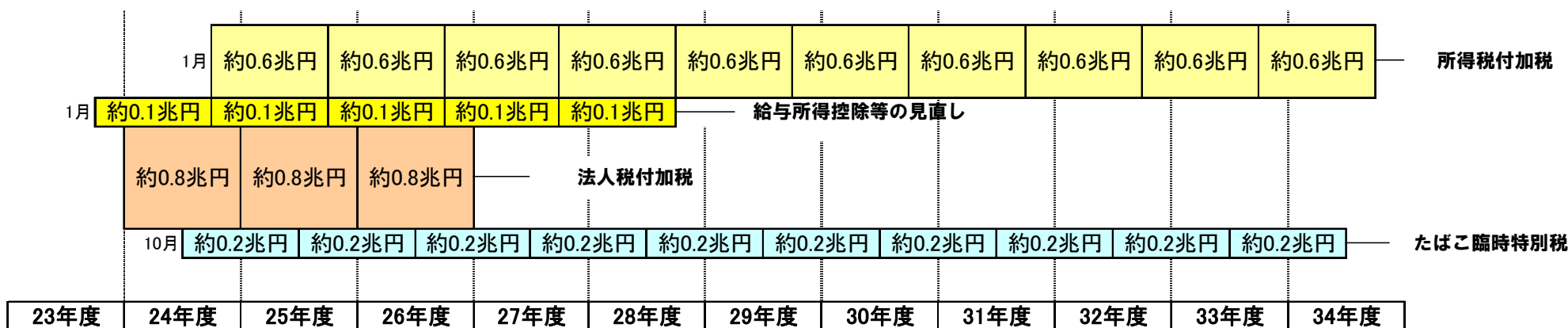
(注) 10年間でトータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円程度となる。(政府・与党合意参照)

3. 税制措置の概要

(1) 国税

- ・平成23年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。
- ・所得税・法人税の付加税を中心に、たばこ税についても臨時的特別税を課す。

| | | | | | | |
|------------------|---|-----------------------|---|-------------------------|---|---|
| 給与所得控除等の見直し | + | 法人税付加税 | + | 所得税付加税 | + | たばこ臨時特別税 |
| 〔 0.1兆円/年 × 5年 〕 | | 〔 0.8兆円/年(10%) × 3年 〕 | | 〔 0.6兆円/年(4.0%) × 10年 〕 | | 〔 0.2兆円/年(1円/本) × 10年 〕 |
| | | | | | | = 0.7兆 + 2.4兆 + 5.5兆 + 1.7兆 = 10.4兆円程度 |



(注) 所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称は、「復興特別所得税（仮称）」、「復興特別法人税（仮称）」、「復興特別たばこ税（仮称）」とする。

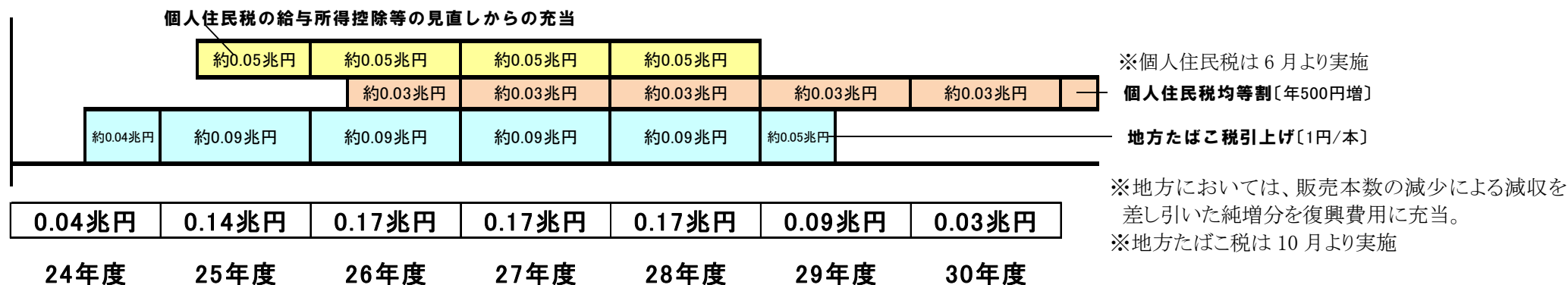
(2) 地方税

復旧・復興事業 19兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））については、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することとしている。

・個人住民税均等割の税率の時限的な引上げ及び地方たばこ税の臨時的引上げとともに23年度税制改正事項（個人住民税の給与所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））を復興財源に活用。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 個人住民税均等割の引上げ | + | 地方たばこ税 | + | 個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当 |
| $\left(\begin{array}{l} 0.03 \text{ 兆円/年 (年 500 円)} \times 5 \text{ 年} \\ = 0.15 \text{ 兆円} \end{array} \right)$ | | $\left(\begin{array}{l} 0.09 \text{ 兆円/年 (1 円/本)} \times 5 \text{ 年} \\ = 0.48 \text{ 兆円} \end{array} \right)$ | | $\left(\begin{array}{l} 0.20 \text{ 兆円} \end{array} \right)$ |
| = 0.8 兆円程度 | | | | |

【個人住民税均等割の年 500 円引上げ、期間 5 年・地方たばこ税の引上げ、期間 5 年】



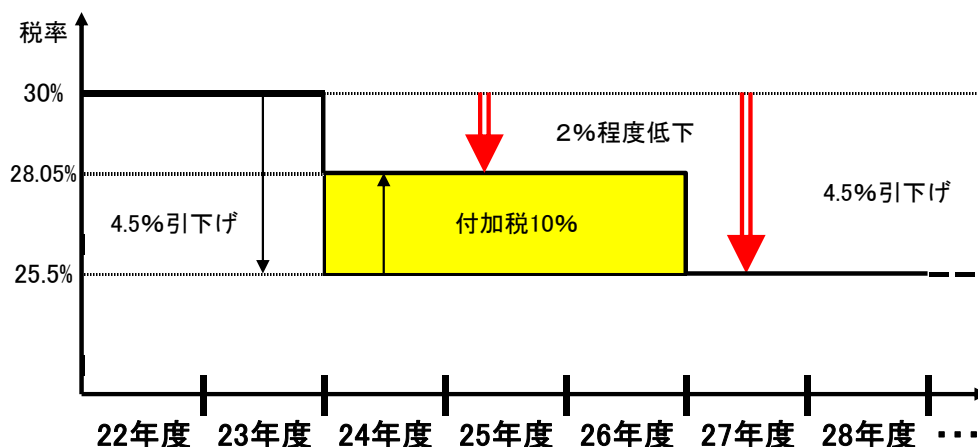
※国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。

国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から1：1となっている。

(参考) 経済への配慮

- 23年度税制改正（所得控除等の見直し）を活用することで、臨時増税の規模を抑制。
- 個人住民税均等割の標準税率引上げは、個人負担増の激変緩和の観点等から26年6月からとする。
- 法人税については、

- ・23年度税制改正法案の恒久減税（法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大）の実施を決めた上で、復旧・復興財源としての法人税付加税を課す。現行より税率引下げとなるかたちで行う。



- ・企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、短期間（3年間）の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現する。
 - 3年後の姿を示すことで、企業の予測可能性を確保。

(注) 相続税の見直しについては、平成23年度税制改正の実施を確保する必要。

※23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復旧・復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。

(参考)

年間の税負担額 (付加税率4%の場合)

| 給与収入金額 ()内は給与所得者全体に占める累計割合 | | (単位:円) 夫婦子2人 | | (単位:円) 夫婦子1人(16歳未満) | | (単位:円) 単身者 | |
|--------------------------------|---------|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------|------------------------|
| | | 所得税額 | 付加税額 ()内は1ヶ月当たり | 所得税額 | 付加税額 ()内は1ヶ月当たり | 所得税額 | 付加税額 ()内は1ヶ月当たり |
| 300万円 | (40.5%) | 11,500 | 500 (42) | 43,000 | 1,700 (142) | 62,000 | 2,500 (208) |
| 400 " | (58.6%) | 43,500 | 1,700 (142) | 75,000 | 3,000 (250) | 94,000 | 3,800 (317) |
| 500 " | (72.9%) | 78,500 | 3,100 (258) | 122,500 | 4,900 (408) | 160,500 | 6,400 (533) |
| 600 " | (82.3%) | 129,500 | 5,200 (433) | 192,500 | 7,700 (642) | 230,500 | 9,200 (767) |
| 700 " | (88.0%) | 203,500 | 8,100 (675) | 300,500 | 12,000 (1,000) | 376,500 | 15,100 (1,258) |
| 800 " | (92.0%) | 334,500 | 13,400 (1,117) | 460,500 | 18,400 (1,533) | 536,500 | 21,500 (1,792) |
| 900 " | (94.5%) | 494,500 | 19,800 (1,650) | 620,500 | 24,800 (2,067) | 696,500 | 27,900 (2,325) |
| 1,000 " | (96.2%) | 666,500 | 26,700 (2,225) | 792,500 | 31,700 (2,642) | 868,500 | 34,700 (2,892) |
| 1,500 " | (99.0%) | 1,770,600 | 70,800 (5,900) | 1,978,500 | 79,100 (6,592) | 2,103,900 | 84,200 (7,017) |
| 2,000 " | (99.6%) | 3,338,100 | 133,500 (11,125) | 3,546,000 | 141,800 (11,817) | 3,671,400 | 146,900 (12,242) |
| 2,500 " | (99.8%) | 5,012,000 | 200,500 (16,708) | 5,264,000 | 210,600 (17,550) | 5,416,000 | 216,600 (18,050) |
| 3,000 " | | 6,912,000 | 276,500 (23,042) | 7,164,000 | 286,600 (23,883) | 7,316,000 | 292,600 (24,383) |
| 5,000 " | | 14,512,000 | 580,500 (48,375) | 14,764,000 | 590,600 (49,217) | 14,916,000 | 596,600 (49,717) |
| 10,000 " | | 33,512,000 | 1,340,500 (111,708) | 33,764,000 | 1,350,600 (112,550) | 33,916,000 | 1,356,600 (113,050) |

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。夫婦子1人の場合、子が16歳未満に該当するものとして計算している。(なお、夫婦のみの場合、夫婦子1人の場合と税負担額は同じ。)
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 付加税額については、100円未満を四捨五入して計算している。
 6. 給与所得者全体に占める累計割合は「平成22年分民間給与実態統計調査」による。なお、2,500万円超の収入区分における累計割合は不明。

<税制措置の具体的内容>

1. 所得税

- ・ 現行の所得税額に対して4.0%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
- ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
- ・ 平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成24年分からとする。

2. 法人税

- ・ 平成23年度税制改正(法人実効税率の引下げ+課税ベース拡大)の実施とセットで、法人税額に対して10%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 付加税は、平成24年度から平成26年度までの措置とする。
- ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
- ・ 平成23年度税制改正の施行時期は平成24年度からとする。

3. たばこ税

- ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ1本に対し1円のたばこ臨時特別税を創設する。
- ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
- ・ 平成24年10月から平成34年9月までの措置とする。

4. 相続税

- ・ 平成23年度税制改正(相続税増税+贈与税減税)を確実に実施し、その施行時期は平成24年からとする。

5. 個人住民税

- ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に1年につき500円引き上げる。
- ・ 平成26年度分から平成30年度分までの措置(特別徴収については、平成26年6月から平成31年5月まで)とする。
- ・ 平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成25年度分(平成24年分所得)からとする。

6. 地方たばこ税

- ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ1本に対し1円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
- ・ 平成24年10月から平成29年9月までの措置とする。

7. その他

- ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」(仮称)、「復興特別法人税」(仮称)、「復興特別たばこ税」(仮称)とする。
- ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。